

○静岡県盛土等による環境の汚染の防止に関する条例

(土石基準に適合しない土石を用いた盛土等の禁止等)

第8条 何人も、土石基準に適合しない土石を用いて盛土等を行ってはならない。ただし、次に掲げる盛土等については、この限りでない。

- (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項の許可、同法第9条第1項に規定する変更の許可若しくは同法第9条の3第1項の規定による届出に係る一般廃棄物の最終処分場において行う盛土等又は同法第15条第1項の許可若しくは同法第15条の2の6第1項に規定する変更の許可に係る産業廃棄物の最終処分場において行う盛土等
- (2) 土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第22条第1項の許可又は同法第23条第1項に規定する変更の許可に係る同法第22条第1項に規定する汚染土壤処理施設において行う盛土等
- (3) 生活環境の保全上の支障を防止するための措置として知事が適切と認めるものを講じた上で行う盛土等

○基準不適合土石の盛土等の措置に関する要綱

第3 生活環境の保全上の支障を防止するための措置

条例第8条第1項第3号の生活環境の保全上の支障を防止するための措置（以下「生活環境保全措置」という。）とは、基準不適合土石による周辺の土地の土壤及び地下水の汚染を防止する措置であって、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第40条に規定する方法により実施するものであって、別表2に掲げる措置
- (2) 国土交通省マニュアルに定める措置
- (3) 汚染土壤処理業に関する省令（平成21年環境省令第10号）第1条第5号イに規定する自然由来等土壤構造物利用施設に係る同令第4条及び第5条の基準を満たす措置（水銀及びその化合物に係る基準不適合土石に係る措置を除く。）

第4 知事が適切と認める基準

1 知事は、基準不適合土石を用いて盛土等を行おうとする者が講ずる生活環境保全措置が次の(1)から(4)までの事項のいずれにも該当する場合には、当該生活環境保全措置を適切と認めるものとする。

- (1) 土壤汚染対策法施行規則第2条に規定する方法もしくは国土交通省マニュアルに定める方法により基準不適合土石の状況を調査したものであること。
- (2) 生活環境保全措置の選定にあたっては、基準に適合しない物質の種類、基準の種類に応じて、周辺地盤及び地下水の状況を考慮し、必要な生活環境保全措置が講じられていること。
- (3) 土壤汚染対策法施行規則別表第8に掲げる実施措置の実施の方法もしくは国土交通省マニュアルに定める方法により、生活環境保全措置が適切に実施されていることを継続的に確認すること。
- (4) 生活環境保全措置を行った後、当該措置を行った土地の区域（以下「生活環境保全措置区域」という。）の管理の継続性が担保されていること。

2 基準不適合土石を用いて行おうとする盛土等が、土地の造成その他の事業の実施に係る許認可等の手続において認められた事業の区域において採取された土石のみを用いて当該事業の区域において行われるものでない場合にあっては、1の規定にかかわらず、知事は、生活環境保全措置を適切と認めないものとする。

同一事業区域に限定

第6 土壤汚染対策法第14条に基づく区域指定の申請

生活環境保全措置を行った場合、当該措置を完了した後、生活環境保全措置区域について、土壤汚染対策法第14条の規定による区域指定の申請を行い、同条による区域指定を受けるものとする。

静岡工事第 53 号
令和 7 年 7 月 28 日

静岡県くらし・環境部長 様

東海旅客鉄道株式会社
中央新幹線推進本部 中央新幹線建設部
中央新幹線静岡工事事務所長

基準不適合土石の盛土等の措置に関する要綱について（再照会）

標題について、令和 7 年 3 月 5 日付け環生第 116 号により回答がありましたが、回答中の「藤島発生土置き場が中央新幹線南アルプストンネル工事と同一の事業区域内の盛土（全国新幹線鉄道整備法（昭和 45 年法律第 71 号）第 9 条第 1 項の認可対象）であることが必要である」という箇所について考え方を提示しますので、下記のとおり再度照会します。

記

当社は、藤島発生土置き場における盛土を、「藤島発生土置き場における盛土計画」（別添 1。以下「本件計画」という。）のとおり行うことを予定しており、本件計画に係る工事は、全国新幹線鉄道整備法第 9 条 1 項の規定により国土交通大臣から認可を受けた工事実施計画に基づいて行うものであると考えております。

については、基準不適合土石の盛土等の措置に関する要綱（令和 4 年静岡県告示第 304 号）の取扱いにおいて、本件計画をもって、藤島発生土置き場において行われる盛土が中央新幹線南アルプストンネル工事と同一の事業区域内において行われるものと認められるでしょうか。

藤島発生土置き場における盛土計画

- ・藤島発生土置き場（静岡県静岡市葵区岩崎字東山 783 番 4 のうちの一部。以下「藤島」という。）については、令和 5 年 12 月 28 日に国土交通大臣から変更認可を受けた中央新幹線品川・名古屋間工事実施計画に基づいて盛土を行う。なお、同計画には、全国新幹線鉄道整備法施行規則（昭和 45 年運輸省令第 86 号）第 2 条第 1 項第 8 号の規定により、次のとおり工事予算を記載しており、このうち、隧道費には藤島への発生土（要綱第 2 (1) の基準不適合土石を含む。）の運搬費及び受入費並びに藤島の整備費を含み、工事付帯費には藤島の設計費及び環境調査費を含むものである。
 - －工事予算 約 7 兆円
 - －うち隧道費 約 2. 1 兆円
 - －うち工事付帯費 約 0. 2 兆円
- ・藤島においては、中央新幹線南アルプストンネル静岡工区にて発生する発生土（基準不適合土石の盛土等の措置に関する要綱（令和 4 年静岡県告示第 304 号）第 2 (1) の基準不適合土石を含む。）のみを用いて盛土を行う。（別添 2、3）
- ・当社は、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和 36 年法律第 191 号）第 30 条第 1 項の許可を受けて藤島の盛土を行い、同法第 41 条第 1 項の規定に基づき将来に亘って責任をもって管理する。
- ・盛土の構造等は、静岡県中央新幹線環境保全連絡会議地質構造・水資源部会専門部会での対話結果も踏まえて、適宜見直しを行い、環境への影響の低減や安全性の確保に継続して取り組む。

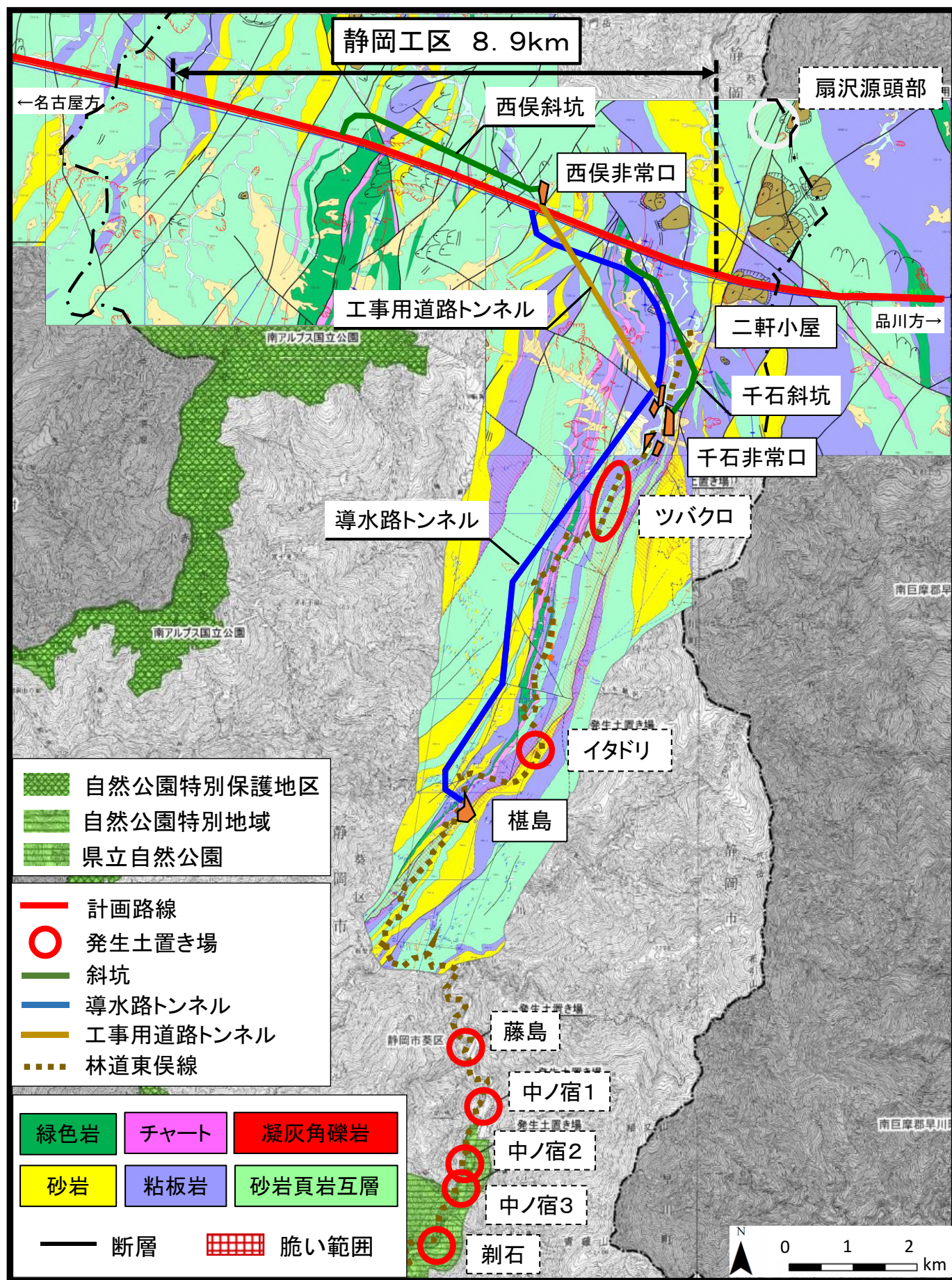


図 1.1.1 静岡県内の施設・工事概要

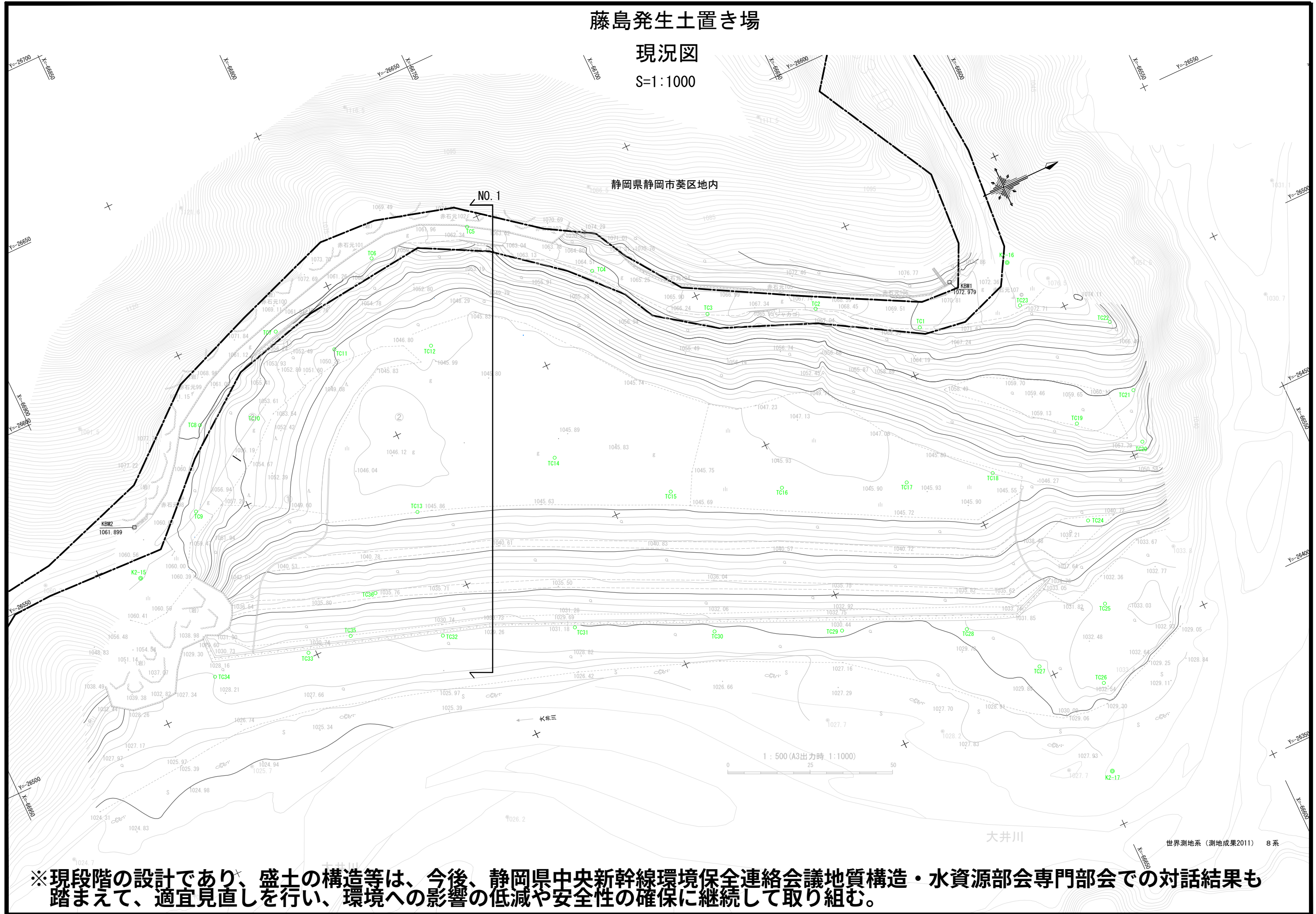
※トンネル掘削による南アルプスの環境への影響の回避・低減に向けた取組み【本編】（令和5年12月）より

※**藤島においては、中央新幹線南アルプストンネル静岡工区にて発生する発生土（基準不適合土石の盛土等の措置に関する要綱（令和4年静岡県告示第304号）第2(1)の基準不適合土石を含む。）のみを用いて盛土を行う。**

藤島発生土置き場

現況図

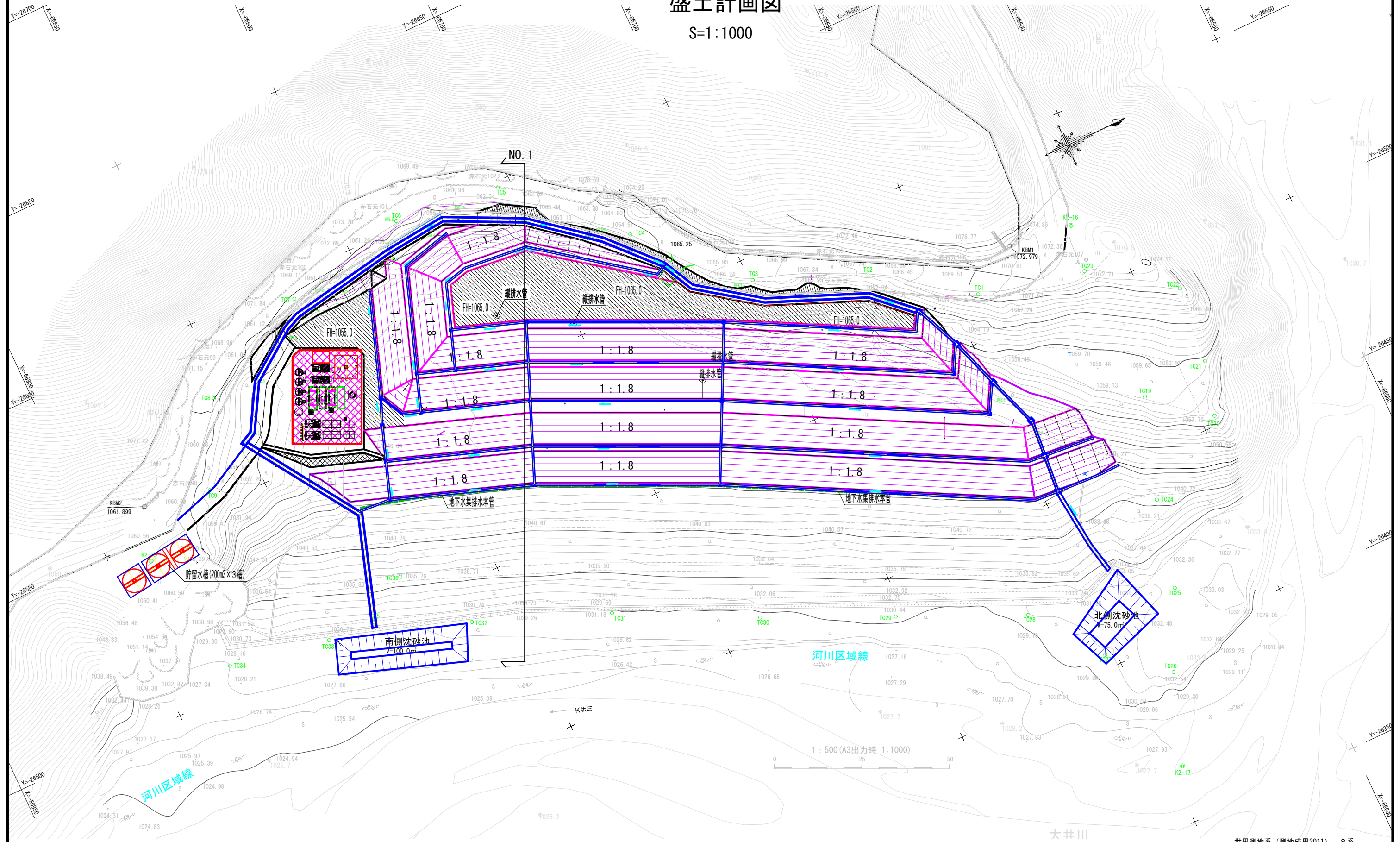
S=1:1000



藤島発生土置き場

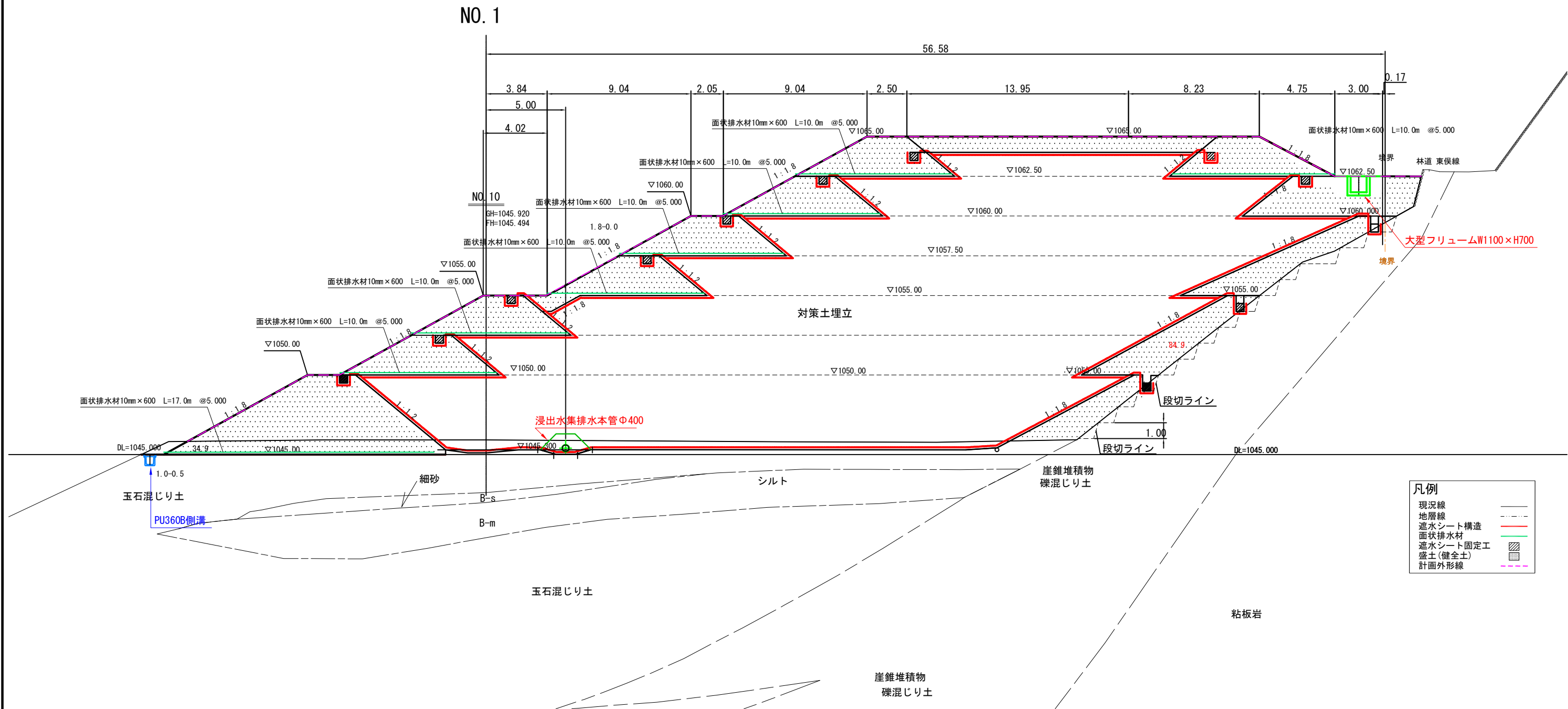
盛土計画図

S=1:1000



※現段階の設計であり、盛土の構造等は、今後、静岡県中央新幹線環境保全連絡会議地質構造・水資源部会専門部会での対話結果も踏まえて、適宜見直しを行い、環境への影響の低減や安全性の確保に継続して取り組む。

藤島発生土置き場
標準断面図
NO. 1 S=1:250



※現段階の設計であり、盛土の構造等は、今後、静岡県中央新幹線環境保全連絡会議地質構造・水資源部会専門部会での対話結果も踏まえて、適宜見直しを行い、環境への影響の低減や安全性の確保に継続して取り組む。

環 生 第 1 1 7 号
令和 7 年 7 月 30 日

国土交通省鉄道局施設課長 様

静岡県くらし・環境部長

「藤島発生土置き場における盛土計画」に係る工事について（照会）

令和 7 年 7 月 28 日付け静岡工事第 53 号により、東海旅客鉄道株式会社（以下「ＪＲ東海」という。）から本県へ、「藤島発生土置き場における盛土計画」が提出され、基準不適合土石の盛土等の措置に関する要綱（令和 4 年静岡県告示第 304 号。以下「要綱」という。）の取扱いにおいて、同計画をもって、藤島発生土置き場（静岡県静岡市葵区岩崎字東山 783 番 4 のうちの一部。以下「藤島」という。）において行われる盛土が中央新幹線南アルプストンネル工事と同一の事業区域内において行われるものと認められるか、との照会がありました。（別紙 1）

本県では、要綱第 4 の 2 の「盛土等が、土地の造成その他の事業の実施に係る許認可等の手続において認められた事業の区域において採取された土石のみを用いて当該事業の区域において行われるもの」という要件（以下「同一事業区域要件」という。）に該当するか否かを検討しておりますが、全国新幹線鉄道整備法（昭和 45 年法律第 71 号。以下「全幹法」という。）においては、「事業区域」という用語は定義されていないと承知しております。このため、同一事業区域要件の該当性については、全幹法第 9 条第 1 項に規定する中央新幹線品川・名古屋間工事実施計画（以下「工事実施計画」という。）に基づき行われる工事か否かにより、判断する予定です。

以上を踏まえ、下記の理由により、今回、ＪＲ東海から提出された「藤島発生土置き場における盛土計画」に係る工事については、全幹法第 9 条第 1 項の規定により国土交通大臣が認可した工事実施計画に基づき行われる工事と理解してよろしいか、照会いたします。

記

- 1 「藤島発生土置き場における盛土計画」（別紙 1 の別添 1）については、国土交通大臣が平成 26 年 10 月 17 日付けで認可した工事実施計画（その 1）において、全国新幹線鉄道整備法施行規則（昭和 45 年運輸省令第 86 号。以下「全幹法施行規則」）第 2 条第 1 項第 7 号レに規定する「その他工事の実施に関し必要な事項」として記載された「（汚染土壌）自然由来の重金属等による汚染のおそれのある土壌については、関連法令等に基づき、管理及び処理する計画である。」との記載内容に該当すること。

2 国土交通大臣が令和5年12月28日付けで変更認可した工事実施計画においては、全幹法施行規則第2条第1項第8号の規定により、次のとおり工事予算を記載していること。このうち、隧道費には藤島への発生土（要綱第2(1)の基準不適合土石を含む。）の運搬費及び受入費並びに藤島の整備費を含み、工事付帯費には藤島の設計費及び環境調査費を含むものであること。

ー工事予算	約7兆円
ーうち隧道費	約2.1兆円
ーうち工事付帯費	約0.2兆円

担 当 環境局生活環境課
電話番号 054-221-2267

静岡県くらし・環境部長 様

国土交通省鉄道局 施設課長

「藤島発生土置き場における盛土計画」に係る工事について（回答）

令和7年7月30日付け環生第117号で照会があったことについて、下記のとおり回答いたします。

記

以下1及び2を踏まえ、「藤島発生土置き場における盛土計画」に係る工事については、全国新幹線鉄道整備法（昭和45年法律第71号）第9条第1項の規定により国土交通大臣が認可した工事实施計画に基づき行われる工事と理解して差し支えない。

- 1 当該「藤島発生土置き場における盛土計画」については、東海旅客鉄道株式会社が盛土規制法等の関係法令に基づき、適切に管理及び処理することを前提として、国土交通大臣が平成26年10月17日付けで認可した工事实施計画（その1）において、全国新幹線鉄道整備法施行規則（昭和45年運輸省令第86号）第2条第1項第7号レに規定する「その他工事の実施に関し必要な事項」として記載された「（汚染土壌）自然由来の重金属等による汚染のおそれのある土壌については、関連法令等に基づき、管理及び処理する計画である。」との内容に該当すると考えて問題ないこと。
- 2 国土交通大臣が令和5年12月28日付けで変更認可した工事实施計画に記載された工事予算約7兆円の内訳には、「藤島発生土置き場における盛土計画」に係る運搬費、受入費、整備費、設計費及び環境調査費が含まれていること。

以上

環生第124号
令和7年8月4日

東海旅客鉄道株式会社
中央新幹線推進本部 中央新幹線建設部
中央新幹線静岡工事事務所長 様

静岡県くらし・環境部長

基準不適合土石の盛土等の措置に関する要綱について（回答）

令和7年7月28日付け静岡工事第53号で照会のあったこのことについて下記のとおり回答します。

記

貴社が作成した「藤島発生土置き場における盛土計画」に係る工事について、令和7年8月4日付け国鉄施第127号により、国土交通省鉄道局施設課長から「全国新幹線鉄道整備法（昭和45年法律第71号）第9条第1項の規定により国土交通大臣が認可した工事実施計画に基づき行われる工事と理解して差し支えない」との回答があった。

このことにより、貴社が行う藤島発生土置き場における盛土は、「藤島発生土置き場における盛土計画」に従って行われる限り、基準不適合土石の盛土等の措置に関する要綱（令和4年静岡県告示第304号）第4の2に定める「基準不適合土石を用いて行おうとする盛土等が、土地の造成その他の事業の実施に係る許認可等の手続において認められた事業の区域において採取された土石のみを用いて当該事業の区域において行われるもの」と認めることができる。

担 当 環境局生活環境課
電話番号 054-221-2267